	㉖説明会における配布資料（注４５）		
	㉗説明会の出席者名簿又は事前周知措置を実施した対象の範囲が分かる書類（注４５）（注４６）		
	㉘説明会の議事録（注４５）		
	㉙説明会の開催後又は事前周知措置の実施後に受け付けた質問等及び当該質問に対する回答（注４５）（注４６）		
	㉚説明会概要報告書又は事前周知措置概要報告書（注４５）（注４６）		
	㉛再生可能エネルギー発電事業における燃料（原料）調達及び使用計画書（バイオマス発電設備のみ）（注４７）		
	㉜再生可能エネルギー発電事業における地熱資源等モニタリング計画書（地熱発電設備のみ）（注４８）		
	㉝補助金確定通知書（注４９）		
	㉞発電量調整供給契約申込書の写し（特定契約により供給する事業からの移行のみ）		
	㉟市場取引等により供給する方法を証する書類（特定契約により供給する事業からの移行のみ）		
	㊱自ら又は直接の取引先が電気事業法上の事業者であることを証する書類（１０ｋＷ以上５０ｋＷ未満の太陽光発電設備の場合又は第一種複数太陽光発電設備設置事業を営む場合のみ）		
	㊲その他１		
	㊳その他２		
	㊴その他３（注５０）		

第２表 申請事業計画使用燃料一覧（バイオマス発電設備の場合に記載）

燃料区分（注５１）	燃料名（注５２）	バイオマス比率（%）（注５３）	バイオマス比率考慮後出力（ｋＷ）（注５４）	備考
A				
	計			
B				
	計			
C				
	計			
D				
	計			
E				
	計			
G				
	計			
	バイオマス合計			
F				
	非バイオマス合計			
ライフサイクルGHG算定値（注５５）	g-CO2eq/MJ-電力 （　燃料名　：　）			
ライフサイクルＧＨＧ燃料輸送距離（注５６）	km （　燃料名　：　）			

（注１）　法人にあっては、「名称」は登記簿上の名称を記載すること。「住所」は、登記すべき本店又は主たる事務所の所在地を記載すること。以下この様式において同じ。
（注２）　申請書を提出する担当経済産業局は次の記号にて記載すること。
　Ａ：北海道経済産業局、Ｂ：東北経済産業局、Ｃ：関東経済産業局、Ｄ：中部経済産業局、
　Ｅ：近畿経済産業局、Ｆ：中国経済産業局、Ｇ：四国経済産業局、Ｈ：九州経済産業局、
　Ｉ：内閣府沖縄総合事務局
（注３）　申請者（提出者）と同じ場合は、「申請者（提出者）と同じ」と記載することでも良い。
（注４）　法人番号がある場合のみ記載すること。その際、国税庁から指定・通知される１３桁の法人番号を記載すること。